

『ビジネス法務』シリーズ講演会（第2回）

「リスクマネジメントの一環としての企業法務 における『保険』戦略」

大阪大学大学院高等司法研究科助教授

山下 典孝 氏

日時：2006年7月28日

場所：関西経済連合会会議室

1. はじめに

企業は、今日の激しい競争に勝ち残るため、広範かつ多岐にわたる業務を円滑に遂行していくことが不可欠になっている。そうした中で、個人情報漏洩問題への対処、土壌汚染賠償責任、役員賠償責任、さらには、冷夏・暖冬などによる売上げ減少リスク、従業員の死亡に伴う企業リスクなど、企業活動に伴うリスクはますます増大していると言える。本講演では、リスクマネジメントの一環としての企業法務における保険戦略のあり方について事例を紐解きながら検討を行うこととしたい。

リスクマネジメントとして、不測の損害に対処する方法として、企業がその場合に備えて、準備金を積み立てる方法、企業グループ内で一定のリスクを負担する仕組みであるキャプティブ（再保険会社）を利用する方法、発生した損害を経費処理して対応する方法が考えられる。これらは発生したリスクを企業あるいは企業のグループ内で負担する方法である。しかし、企業または企業グループ内で負担できるリスクは、財務上、一定の範囲に限られる。財務的に負担できないリスクに対しては、保険等の利用によってリスク移転を図ることが必要となる。

本講演では、特に最近の立法との関係で企業を取り巻くリスクに関連して開発された保険の例を挙げて説明を進めていくことにしたい。

2. 最近の立法に関連して生じた法的リスクや法科社会に対応するため保険開発がなされた具体例

(1) 土壌汚染対策法への対応

〔設例〕

A 株式会社は、2年前まで工場として使用していた土地の売却を考えている。ところが、この土地を売却することを検討し、土壌を調査した結果、土壌汚染が見つかった。

A 株式会社の工業付近の土地を保有している B 株式会社は、土地の売却を

考えていたが、当該土地の土壌も有害物質に汚染されていることが判明した。A 会社の工場から発生していた有害物質の一部が B 会社の土壌まで汚染していたことが調査により判明した。

A 株式会社は、2 年前まで工場として使用していた土地の売却を検討している。土壌調査会社に当該土地が有害物質に汚染されていないかの調査を依頼したが、結果として汚染が発見された。A 社は、5 年計画で当該土地の土壌浄化費用を計上した。しかし、当初よりも予定外の汚染が原因となり、費用が増加することとなった。

〔解説〕

近年、有害物質による工場跡地の再開発の際に、当該土地が有害物質等に汚染されていることが判明するケースが増大し、かつ、土壌汚染による健康影響の懸念や対策の確立への社会的要請が強まっていることから、土壌汚染の状況の把握、土壌汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壌汚染対策を実施する必要性が出てきた。この必要性に対応するものとして、「土壌汚染対策法」が平成 15 年 2 月 15 日に施行された。

土壌汚染対策法では、土地の土壌汚染により人の健康被害が生ずるおそれがあると認めるときは、当該土地の所有者に対し、都道府県知事は、汚染の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる（同法 7 条 1 項）。

先述の の事例のように、土壌汚染が見つかった場合、知事による除去命令が下りるが、その他には、土壌汚染された土地における時価の下落が考えられる。そうすると、売却が困難となることや、金融機関として、当該土地を担保としてときには、担保価値という問題が発生することになる。さらに、 の事例の様に、他の者の所有する土地の土壌汚染まで起こしていた場合には、汚染原因を発生させた A 会社は、汚染の除去等の措置、すなわち、当該土壌の汚染につき、有害物質を除去するなどの措置を講じることが義務付けられることになる（同法 7 条 2 項）。

このような汚染浄化費用や、他の者の所有する土地にまで汚染が及んだ場合については、被害者からの損害賠償請求なども考えられ、これらのリスクに対応するものとして、土壌浄化費用保険や、土壌汚染損害賠償責任保険が損害保険会社によって開発されている。

土壌浄化費用保険及び土壌汚染損害賠償責任保険は、加入の前提として、土壌の汚染が確認されていないことが必要となる。従って、 のケースのように、既に土壌汚染が発生している場合には、当該保険を利用することはできないことになる。

のケースのように、土壌浄化費用が当初の予定よりも増加した場合の、増加費用を填補する保険としては、土壌浄化差額費用保険を利用することが考えられる。この保険の利用の際に注意しなければならないのは、当初の浄化費用の見積もりが適切であったかどうかが問題となり、その際に厳格な審査を受けた上で、引受がなされるか否かが決定されるということである。

土壌汚染の対象となる有害物質の種類は、法改正によって変化が生じ、以前

は問題とされなかったものが法の改正によって含まれことになった場合、企業としては、事後的な対応につき、企業自身の負担のみでは、これらのリスクに対応することは一般的には困難なケースが多い。そのため、このような将来的なリスクをも念頭において、保険戦略を考えておくことが必要とされる。

(2) 個人情報保護法への対応

〔設例〕

従業員が顧客情報を持ち出し、それを名簿業者に販売してしまった。

私用のパソコンを利用して仕事をしていた際に、あるソフトを利用していた際に、顧客情報がインターネット経由で、漏洩してしまった。

顧客情報の管理を別会社に委託していたが、その会社から顧客情報が漏洩してしまった。

〔解説〕

個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という）は、個人情報データベース等を事業の用に供している者を個人情報取扱業者と定義するが（同法 2 条 3 項）、多くの企業が個人情報取扱業者に該当する。

個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない（同法 20 条）。また、個人情報取扱事業者は、その従業員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない（同法 21 条）。さらに、個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない（同法 22 条）。上記の例は、これら個人情報取扱業者が負うべき義務に違反したものと捉えられる。

個人情報取扱業者がこれらの義務に違反した場合には、金融機関などでは監督官庁であり金融庁による行政処分の対象なることがあり、私法上は、人格権侵害による損害賠償請求の対象となることが考えられる（民法 709 条、715 条）。また顧客情報の漏洩は、企業の長年、顧客との取引で培ってきた信頼関係や、企業イメージを損ねることも考えられる。

個人情報漏洩が発生した場合には、企業としては、顧客に損害が発生した場合には、損害賠償請求費用以外に、いち早く顧客に対してのお詫び会見等を開く等の対策費、見舞費用、臨時対応費用、謝罪広告、事故原因調査費用など、様々な対応のための費用が必要となる。

この様なリスクを回避する手段として、従業員、委託先に対する顧客情報管理を徹底することや、情報アクセスできる人を限定する等の対処が考えられる。またインターネットの利用に関しては、ウイルス対策やセキュリティーシステムを厳重にして、顧客情報漏洩に対処することが考えられる。

また万一、不幸にも個人情報漏洩が発生した場合には、お詫び会見や、漏洩に伴う損害の填補について迅速に対応しなければならない。また事故発生の原

因を検証し再発の防止を進めることが必要となる。この対応に掛かる費用や損失をカバーするものとして、個人情報保護保険というものが、各損害保険会社より販売されている。

リスクマネジメント的な観点から、個人情報保護保険の加入は重要である。しかし、保険に加入し、保険保護を受けるには、その対価として保険料の支払いが必要となる（商法 629 条参照）。企業にとっては、保険に加入するだけのリスクマネジメントでは芸はなく、その保険料を節約することも考える必要がある。

保険料の節約のために必要なのは、周知の通り、個人情報漏洩のリスクをできるだけ最小限にとどめることである。すなわち、個人情報漏洩という事故の発生率を低くすることである。保険に加入しているから安心という対応ではなく、保険料の割引制度等を利用できるように、企業は、個人情報の管理に関して、様々な措置を講ずることが必要となる。

(3) 株主代表訴訟対応

〔設例〕

従業員が顧客情報を持ち出し、それが漏洩したことから、顧客の信頼を失い、売り上げが一時的に減少した。当該企業の株主から、個人情報保護法による顧客管理システムなどの構築や内部統制システムの構築が不十分であったことが原因であるとして、役員に対して損害賠償責任を追及する訴訟が提起された。

〔解説〕

周知の通り、役員の任務懈怠により会社に損害が発生したならば本来ならば、会社自身が当該役員に対して損害賠償を請求することになるが、様々な事情から責任を追及しない場合がある。この場合には、会社に代わり株主が役員の責任を追及できることが認められている（会社法 847 条 1 項参照）。

以下に掲げるのは、内部統制システムの構築が必要なことを示し、役員に数億円の損害賠償を認めた、著名な判例である。

大阪地判平成 12 年 9 月 20 日判時 1721 号 3 頁において、「健全な会社経営を行うためには、目的とする事業の種類、性質等に応じて生じる各種のリスク、例えば、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク等の状況を正確に把握し、適切に制御すること、すなわちリスク管理が欠かせず、会社が営む事業の規模、特性等に応じたリスク管理体制（いわゆる内部統制システム）を整備することを要する。そして、重要な業務執行については、取締役会が決定することを要するから（【改正前】商法 260 条 2 項）、会社経営の根幹に係わるリスク管理体制の大綱については、取締役会で決定することを要し、業務執行を担当する代表取締役及び業務担当取締役は、大綱を踏まえ、担当する部門におけるリスク管理体制を具体的に決定すべき職務を負う。この意味において、取締役は、取締役会の構成員として、また、代表取締役又は業務担当取締役として、リスク管理体制を構築すべき義務を負い、さらに、代表取締役及び業務担当取締役がリスク管理体制を構築すべき義務を履行しているか否かを監視する義務を負うのであり、これもまた、取締役としての善管注

意義義務及び忠実義務の内容をなすものと言うべきである。監査役は、商法特例法 22 条 1 項の適用を受ける小会社を除き、業務監査の職責を担っているから、取締役がリスク管理体制の整備を行っているか否かを監査すべき職務を負うのであり、これもまた、監査役としての善管注意義務の内容をなすものと言うべきである。」と判示する。

この裁判例において、取締役等役員に対して高額の損害賠償の支払請求が認められ、後に役員の実責任軽減立法の導入をもたらした原因の一つと捉えられている。

会社法においても、大会社においては、「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」（同法 348 条 3 項 4 号・362 条 4 項 6 号、会社法施行規則 100 条）の構築、すなわち内部統制システムの構築が義務付けられている（同法 348 条 4 項・362 条 5 項）。

内部統制システムの構築が不十分で、そのことを原因に会社や第三者に損害が発生した場合には、役員等は損害賠償責任を負うことになる（会社法 423 条 1 項、429 条 1 項）。会社に対する損害賠償責任について、役員等に職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、その責任の一部を予めあるいは事後的に免除することが認められている（会社法 425 条～427 条参照）。しかし、

免除の対象となる報酬の額とは税引前の額であること、株主代表訴訟における訴訟費用は役員等が負担すること、対第三者責任について責任の一部免除制度がないこと、等、役員等の経済的な負担を考えると何らかの対応が必要となる。

そこで、これらの経済的な負担を填補することを目的とする会社役員賠償責任保険（D&O）の活用が有意義な意味を有することになる。

会社役員賠償責任保険の導入のメリットとしては、役員個人の財産を守ることができること、有能な人材を役員として登用することが容易になること、役員の実責任追及をおそれ積極的な経営方針・決定を萎縮する事態を回避できること、告知制度によって健全な会社しか当該保険に加入できないので、加入していること自体が、会社の健全性を示せること、等が挙げられている。

(4) 団体定期保険訴訟への対応 - 総合福祉団体定期保険の利用の留意点

〔設例〕

A 株式会社では、従業員が在職中に死亡した場合には、その遺族に対して弔慰金・死亡退職金を支払う旨の条項が就業規則におかれていた。A 会社は、その弔慰金・死亡退職金の財源を確保するために、B 生命保険会社との間で、従業員全員を被保険者、保険金受取人を A 会社、保険金額 3000 万円とする団体定期保険契約を締結していた。A 会社に勤めていた C が在職中に死亡した。C の遺族は、C が当該団体生命保険契約の被保険者となることにつき、同意を得ておらず、かつ A 会社が保険金受取人となるのではなく、この場合には、C の遺族が保険金受取人となるとして、A 会社に対して、B 会社から受け取った保険金全額の引渡を請求した。

〔解説〕

この問題については、既に最高裁判決が出されており、旧団体定期保険契約における問題点については、総合福祉団体定期保険契約において改善がなされている。旧団体定期保険契約においては、被保険者が死亡した場合には、死亡した従業員の弔慰金・死亡退職金の額に関係なく、一律に約定された保険金額が支給されていた。そのことから、死亡した従業員の遺族から、企業が従業員の死亡によって保険金で利益を得ているのではないかといった点が問題とされたわけである。総合福祉団体定期保険では、支払われる保険金の額は、弔慰金・死亡退職金の額にスライドした額に商品契約内容が変更されている。

さらに、従業員が死亡することによって生じる企業の損失を填補する契約内容として、ヒューマン・ヴァリュー特約を設けて、この点を契約内容として明確にした。

多くの会社においては、すでに総合福祉団体定期保険に変更しており、旧団体定期保険訴訟のような問題は起こらないものとする。

最3小判平成18年4月11日裁判所時報1409号14頁

「団体定期保険契約は、他人の死亡により保険金の支払を行うものであるところ、このような他人を被保険者とする生命保険は、保険金目当ての犯罪を誘発したり、いわゆる賭博保険として用いられるなどの危険性があることから、商法は、これを防止する方策として、被保険者の同意を要求することとする（674条1項）一方、損害保険における630条、631条のように、金銭的に評価の可能な被保険利益の存在を要求するとか、保険金額が被保険利益の価額を超過することを許さないといった観点からの規制は採用していない。

本件で、第1審被告が、被保険者である各従業員の死亡につき6000万円を超える高額な保険を掛けながら、社内規定に基づく退職金等として第1審原告らに実際に支払われたのは各1000万円前後にとどまること、第1審被告は、生命保険各社との関係を良好に保つことを主な動機として団体定期保険を締結し、受領した配当金及び保険金を保険料の支払に充当するというを漫然と繰り返していたにすぎないことは、前記のとおりであり、このような運用が、従業員の福利厚生を拡充を図ることを目的とする団体定期保険の趣旨から逸脱したものであることは明らかである。しかし、他人の生命の保険については、被保険者の同意を求めることでその適正な運用を図ることとし、保険金額に見合う被保険利益の裏付けを要求するような規制を採用していない立法政策が採られていることにも照らすと、死亡時給付金として第1審被告から遺族に対して支払われた金額が、本件各保険契約に基づく保険金の額の一部にとどまっても、被保険者の同意があることが前提である以上、そのことから直ちに本件各保険契約の公序良俗違反をいうことは相当でなく、本件で、他にこの公序良俗違反を基礎付けるに足りる事情は見当たらない。原審の上記判断は、その立論の前提を欠くというべきである。

(2) また、第1審被告が、団体定期保険の本来の目的に照らし、保険金の全部又は一部を社内規定に基づく給付に充当すべきことを認識し、そのことを本件各生命保険会社に確約していたからといって、このことは、社内規定に基づく給付額を超えて死亡時給付金を遺族等に支払うことを約したなどと認めるべき根拠となるものではなく、他に本件合意の成立を推認すべき事情は見当たらない。むしろ、第1審被告は、死亡従業員の遺族に支払うべき死亡時給付金が社内規定に基づく給付額の範囲内にとどまることは当然のことと考え、そのような取扱いに終始していたことが明らかであり、このような本件の事実関係の下で、第1審被告が、社内規定に基づく給付額を超えて、受領した保険金の全部又は一部を遺族に支払うことを、明示的にはもとより、黙示的にも合意したと認めることはできないというべきである。原審は、合理的な根拠に基づくことなく、むしろその認定を妨げるべき事情が認められるにもかかわらず、本件合意の成立を認めたものであり、その認定判断は経験則に反するものといわざるを得ない。このような合意を根拠とする第1審原告らの請求は理由がない。」

〔解説〕

従業員の福利厚生の一環として、従業員が在職中に死亡した場合、企業が弔慰金・死亡退職金の遺族に給付する取り決めがなされるときがある。その原資を確保する手段として、総合福祉団体定期保険に加入する場合がある。さらに特約として、ヒューマン・ヴァリュー特約を付加する場合もある。

当該保険契約においては、企業が保険契約者兼保険金受取人となり、被保険者が従業員となる。生命保険契約の種類として、他人のための生命保険として、被保険者である従業員の同意が必要となる（商法674条1項）。

団体保険契約の場合、被保険者集団を構成する個々の被保険者の個別的同意までは要求されていないが、従業員自身が当該保険の被保険者となっていることを知っていること、また、異議があれば被保険者となることを拒否できる状況にあること、が必要とされている。従って、被保険者となることを全く知らせずに、勝手に従業員を被保険者にしていったような場合には、当該保険契約は無効となる。

特定の従業員に対し、ヒューマン・ヴァリュー特約を付加する場合には、個別の同意が要求されている。この部分の保険金は、企業が当該従業員の死亡によって被る損失等を保険で填補する内容となっており、福利厚生とは異なった目的のものである。被保険者の個別的同意がない場合には、当該特約は無効となる。

従業員に対して、本契約の内容を周知させていなければ、被保険者同意がないとして、契約は無効となり、保険金の支払いはないことになる。しかし、保険契約とは別個に、弔慰金等支給規定が従業員との間でなされている場合には、その規定に従い支給がなされることになる。すなわち、原資となる保険金の支給が受けられなくなるだけであり、弔慰金支給規定には何ら影響はなく、企業は一定の支給額を支払う義務を負うことになる。また同様に、ヒューマン・ヴ

アリュー特約について、個別の同意を得ておかなければ、保険金に給付は許されない。この場合、企業は新たな人材養成に掛かる費用や、従業員確保がなされ間での間、他の従業員に負担をかけながら事業を継続する等その間の費用を企業がリスク移転なく全額負担することになる。

資料 「保険会社向けの総合的な監督指針・本編」（金融庁、平成18年）

「 - 3 - 3 - 4 他人の生命の保険契約について

他人の生命の保険契約について商法第674条第1項（第683条第1項において準用する第664条の規定により準用される場合及び第677条第2項（第683条第1項において準用する第664条の規定により準用される場合を含む。）の規定により準用される場合を含む。）に規定する他人の生命の保険契約（同項ただし書の契約を除く。以下「他人の生命の保険契約」という。）の契約締結に関して、保険会社の監督にあたっての留意点は、被保険者等の保護及び保険会社の業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から、以下のとおりとする。

(1) 目的・趣旨

企業（個人事業主を含む。以下同じ。）が保険契約者及び保険金受取人になり、従業員等を被保険者とする個人保険契約（以下「事業保険」という。）は、従業員等あるいはその遺族に対する福利厚生措置の財源確保等にあり、このような保険契約の目的・趣旨に沿った業務運営が行われているか。全員加入団体定期保険（全員加入団体を対象とする団体定期保険を言う。以下同じ。）の契約は、当該保険の目的・趣旨が遺族及び従業員の生活補償にあることを明確にし、企業の就業規則、労働協約その他これに準ずる規則に基づく遺族補償及び業務外の傷病扶助に関する規定又はこれに準ずる規定（以下「遺族補償規定等」という。）により定められた弔慰金・死亡退職金等の支払い財源を保障する部分を「主契約」、従業員死亡に伴い企業が負担する代替雇用者採用・育成費用等の諸費用（企業の経済的損失）を保障する部分を「特約」として区分するなど、当該保険契約の目的・趣旨に沿った業務運営が行われているか。

(2) 団体の範囲等の確認態勢

被保険者が被保険団体に含まれるか確認できる態勢が整備されているか。団体定期保険等の適用条件等が事業方法書に定められている方法により、適切に運用されていることを確認できる態勢が整備されているか。

(3) 保険金額の定め方

全員加入団体定期保険の保険金額の設定については、主契約部分は遺族補償規定等に基づく支給金額を上限とし、特約部分は主契約の保険金額を上限（ただし、2,000万円上限）とするなど、この保険の目的・趣旨（上記(1)）に沿った利用が行われるよう措置が講じられているか。

(4) 遺族補償規定等にリンクした保険金支払いの確保

事業保険であって遺族補償規定等に基づき被保険者である従業員に対し、

保険金の全部又はその相当部分が、弔慰金又は死亡退職金の支払いに充当することが確認されている場合においては、業務の健全かつ適切な運営を確保する観点から、保険金請求時に保険契約者から、被保険者又は労働基準法施行規則第42条等に定める遺族補償を受けるべき者（以下「受給者」という。）が保険金の請求内容を了知していることが分かる書類の取り付け、あるいは、被保険者又は受給者が金銭を受領したことが分かる書類、被保険者又は受給者への支払記録等の取り付け、など、被保険者又は受給者に対する情報提供、保険契約の目的に沿って保険金が弔慰金等の福利厚生に活用されることの確認の措置が講じられているか。

全員加入団体定期保険における保険金の支払いにあつては、主契約部分については、全額従業員の遺族に支払うこととし、企業が一旦受取りその上で遺族に支払う場合は、遺族に了知のうえ支払うこととしているか。

全員加入団体定期保険において、「ヒューマン・ヴァリュー特約」分の保険金支払いは、弔慰金・死亡退職金等の受給者の了知を得ることとしているか。」

3. 保険に代わる新たなリスクマネジメントの手法（ART（Alternative Risk Transfer：代替的リスク移転））

(1)天候デリバティブ

〔設例〕

冷夏、長雨のために、A社では飲料水の売り上げが前年よりも1割近く減少した。これに対して、B社では、新製品の飲料水がヒットしたことから、前年よりも、1割近く売り上げが増えた。

〔解説〕

損害保険契約において保険者の保険金支払義務が発生するためには、保険期間内において契約で特定された保険事故が発生していること、保険事故の発生と因果関係のある損害が発生していること、契約で特定された保険者免責事由に該当しないこと、が必要である（山下友信著『保険法』355頁（有斐閣、2005年））。

A社が、天候保険に加入して、冷夏、長雨によって被った損害を当該保険で填補してもらうためには、冷夏、長雨といった天候不順（保険事故）と、飲料水の売り上げが1割減ったという損害との間に相当因果関係が必要となり、その立証責任は、A社が負うことになる。実際には、因果関係を立証し、損害額を決定することや、保険の填補範囲を決定することは困難な場合が多く、天候保険で対象とされる填補分野は一定の範囲に限定されることになる。

天候保険に代わり、天候デリバティブを利用することも考えられる。保険とは異なり実損填補をするものではなく、一定のインデックスを定め（気温、降水量など）、期間中のインデックスの推移に応じて所定の金額を支払う、一種のオプション取引である。この場合には、天候が良ければ、これだけの売り上げがあったであろうという予想を基礎に、補償金を支払うものである。

(2)キャプティブ(再保険会社)

〔設例〕

A 株式会社は全国 12 カ所に工場を保有していた。毎年の天候不順等により、保険料の値上がりが続いていることから、A 会社は、海外に再保険会社を設立し、自社の工場についての事故に対応する元請け保険の再保険の引受を行い、保険料の節減効果を検討することとした。

〔解説〕

保険者は、過去の保険事故の発生率を見た上で、保険料、保険の填補範囲、免責の範囲等を決定している。従来、保険で対応してこなかったリスクを引き受ける場合には、保険料は高くなる傾向になり、また填補範囲も狭くなる傾向になる。また、新たな企業リスクに保険の開発が間に合わない場合や、そもそも保険者がそのようなリスクを引き受けない場合も考えられる。

保険料の高額化を防ぐことや、通常の保険会社では引受しないリスクに対応する手段としてキャプティブの利用がなされる場合がある。

キャプティブとは、特定の企業自体、その企業グループ、団体等のリスクを再保険として引き受けるために特定企業グループ等が子会社として設立した再保険会社のことであり、企業グループ内で一定のリスクを負担する仕組みである。

この再保険会社は、多くはバミューダ、アイルランド、シンガポール等の、法制度、運用基準、税制が柔軟でかつ整った国や地域に設立されている。

保険業法 185 条 6 項・186 条 2 項で、外国保険業者等が賠償責任保険等の元請をなすことを禁止している。他方その例外として、保険業法施行規則 115 条 1 号、19 条 1 号で、再保険契約を引き受けることが許されている。そのことから、一旦、国内の損害保険契約との間で保険契約(元請け保険契約)を締結し、その後、海外で設立されたキャプティブ(再保険会社)と再保険契約を締結する方法をとることになる。

キャプティブ(再保険会社)は、自己保有によるリスクマネジメント上、さらにリスクの移転が必要と判断される場合には、再々保険を他の保険者と締結する。

海外の子会社等が、再保険を引き受けることによって、通常は引受されないリスクを保険にかけることが可能となることや、再保険によって引受けた保険契約の保険事故発生が少ない場合は、子会社等のキャプティブ(再保険会社)は収益を得ることになり、企業グループ全体として実質的に保険料の節減効果、それぞれの事業部門毎のリスク管理を的確に把握する等の効果があるといわれている。ただ、キャプティブの外国での設立は、当該国の法制度に基づくことになる点に留意し、成立後の維持運用経費、その経済的効果を慎重に検討していく必要がある。

4. 企業の海外進出によるリスク

〔設例〕

A 株式会社は、B 国への海外進出を行い、営業所と工場を設けた。A 会社は、B 国でのリスクマネジメント対策として、施設賠償責任等の保険加入を検討している。

〔解説〕

日本企業が行う輸出、輸入、海外投資、あるいは海外融資といった対外取引に伴う危険をカバーする保険としては、貿易保険というものがある。この保険でカバーされるのは、貿易取引に関するものであり、現地で工場を建設し、そこで火災が発生したり、現地の駐在員や家族の病気等に対応するものではない。これらのリスクに対応するためには、別途、損害保険、傷害保険等の手当をすることが必要である。

進出する国や地域によって対象となるリスクが異なることから、それぞれの国や地域の特色、国民性、国内情勢等を把握した上でのリスク管理が必要となる。また、進出先の内国保険会社と保険契約を締結するのか、日本の現地法人又は支店と保険契約を締結するのか、保険契約以外にも付加的なリスクマネジメントのサービスを受けられるか否かを検討した上で、引受保険会社の選択などを判断することが必要となる。

5．取引先等のリスク

〔設例〕

百貨店事業を行う Y 株式会社の地下でテナント契約を締結し、お弁当の販売を行っている A 株式会社は、そのお弁当の包装、お箸、代済テープ、従業員の制服などは、A 株式会社の名称が記載されているものを使用していたが、店舗の外部には Y 百貨店の商標を表示した大きな看板が出されていた。またテナントの名前は看板などに記載はなく、単にお弁当コーナーという表示のみの記載がなされていた。

その売場で、A 株式会社のお弁当を購入した X は、食中毒となり 2 週間入院することとなった。A 株式会社はこの食中毒事件が原因で破綻し、かつ破産したために、A 株式会社が損害保険会社 B 株式会社と締結していた生産物責任保険契約（PL 保険）では、被害者が A 株式会社を代位して損害保険会社 B 株式会社に対して保険金の支払いを請求することは認められず（東京地判平成 14 年 3 月 13 日判時 1792 号 78 頁参照）、被害者への賠償金の支払いは事実上困難な状況であった。

そこで、X は、Y 百貨店に対して、入院にかかった費用等の損害を請求した。

百貨店事業を展開する A 株式会社は、自社の店舗に施設賠償責任保険を付けていた。A 会社は、3 階のフロアーの改修を地元の B リフォーム会社に請け負わせていた。改修作業は原則として、営業時間終業後に行い、改修中の 3 階は一部の場所を除いて、営業時間内は利用されていた。営業に間

に合わせるために、一時的に改修中の天井部分について改修箇所が見えないよう板等で補修して、営業を継続していた。ところが、補修箇所の部分の立て付けが悪かったために、天井部分の板が落下し、お客様にケガをさせてしまった。

〔解説〕

の設例は、商号使用許諾者に対する責任に関する会社法9条の類推適用によって、Y百貨店に対し、入院にかかった費用等の損害を請求できるかが主たる争点となる。二次的請求としては、Y百貨店の管理責任を問題として、賠償請求が認められるかが争点となることも考えられる。最1小判平成7年11月30日民集49巻9号2972頁、判時1557号136頁、判タ901号号121頁、金判989号21頁を題材として設例である。最高裁の事案は、ペットショップに来店した顧客が動物から病原体の感染を受けて死亡したケースで、遺族が、ペットショップがテナントとして入っていたスーパーに対して名板貸責任による損害賠償請求をなした事案である。最高裁は、名板貸責任に関する改正前商法23条の類推適用を認め、スーパーに対する損害賠償請求を肯定した。

会社法成立後は、会社法9条の類推適用の可否の問題となる。不法行為の原因は、A会社がその事業として行ったお弁当の販売を原因として、Xがそのお弁当を食べ食中毒になったことを考えれば、取引に関連する債務と捉えられ、外観の信頼と相手方である被害者Xの損害との間に因果関係があり、被害者Xの信頼は保護に値すると捉えられ、会社法9条の類推適用により、商号使用許諾会社であるY百貨店に損害賠償責任を認めるのが相当であるという考え方をとることができる(最判昭和58年1月25日判時1072号144頁参照)。さらに、事業の同一性については、百貨店自身がお弁当を直売することもあり得ることから、事業の同一性に付いても要件は充足していると考えることができる。また事案の当てはめの際に、Xの故意・無重過失が必要となるが、この点も、Xが一般の消費者である点や、「そのお弁当の包装、お箸、代済テープ、従業員の制服などは、A会社の名称が記載されているものを使用していたが、店舗の外部にはY百貨店の商標を表示した大きな看板が出されていた。またテナントの名前は看板などに記載はなく、単にお弁当コーナーという表示のみの記載がなされていた。」という事実を上手く、Xの有利に評価して、無重過失を説明すれば良いことになる。最高裁の見解を当てはめれば、Y百貨店においても会社法9条の類推適用により、損害賠償請求が認められる可能性が高くなる。

取引業者、請負業者、委託業者によってもたらされた行為であっても、損害賠償責任を追及されるケースは他にも多くあり得ることである。この場合、本来の損害賠償責任を負うべき取引業者が保険に加入しているか否かのチェックもリスク管理の上では必要な場合もあり得る。

の事案の場合に対応して、施設賠償責任保険に加入している企業が多いと思われる。しかし、施設賠償責任保険の場合には、施設の工事に起因する賠償責任は免責事由になっており、施設の改修等がなされる場合には、請負業者が損害賠償責任に対応する保険に加入しているか否かも、リスク管理上、重要と

なる。

6. おわりに - リスクマネジメントとして保険を利用すべきか否か -

リスクマネジメントを進める上で、必要とされる共通的な観点としては、以下のものがある。すなわち、

法的リスクについて、最新の法改正や社会的な動向を踏まえて、リスク管理を進めること

万一、ある出来事が発生したことによって企業が負わなければならない責任について、企業の負担に耐えられる賠償額はどこまでか、保険その他の方法でその損害を填補する必要があるのかを企業自体が把握しておくこと

加入している保険の填補範囲、免責事由を正確に把握していること

保険料節約のために、対象となるリスクを把握し、その防止に努めること

保険を利用するのか、その他のリスク移転の制度を利用するのか、そのメリット、デメリットを総合評価して、どの手段を採用すべきかを検討すること、等である。

〔参考文献〕

志田慎太郎「土壌汚染リスクと損害保険」産業と環境 35 巻 4 号 65 頁～68 頁 (2006 年 4 月)

永石一郎「土壌汚染に関する不法行為責任の考え方」ほうむ 52 号 43 頁～48 頁 (損害保険ジャパン、2006 年 2 月)

赤堀勝彦「企業リスクマネジメントと保険に関する一考察」長崎県立大学論集 38 巻 3 号 139 頁～180 頁 (2004 年)

赤堀勝彦「個人情報漏洩リスクと保険に関する一考察」長崎県立大学論集 38 巻 4 号 29 頁～46 頁 (2005 年)

北山公英・田中鉄・佐藤龍司著『勝者の保険リスクマネジメント入門』(東洋経済新報社、2006 年)

山下友信「団体定期保険と保険金の帰趨 - 最三判平成 18・4・11 について」N B L 834 号 12 頁～17 頁 (2006 年)